役　員　選　挙　規　約

（目　　　的）

第１条　本組合の役員の選挙は、中小企業等協同組合法（又は中小企業団体の組織に関する法律）及び定款で定めるもののほか、この規約の定めるところにより行う。

（選挙の期日）

第２条　役員の任期満了による選挙は、役員の任期が終わる日の前３０日以内またはその日の後１０日以内に行う。

２　役員の補欠のための選挙は、これを行うべき事由が生じた日から２カ月以内に行う。

３　役員の定数の増加を議決したときは、増員された数の役員の選挙は、その議決をした総会において行う。

（選挙管理人）

第３条　投票により行う選挙には、選挙管理人○人以上○人以内を置く。

２　選挙管理人は、総会において選任する。

３　選挙管理人は、投票及び開票に関する事務を担当する。

（選挙立会人）

第４条　投票により行う選挙には、選挙立会人○人以上○人以内を置く。

２　選挙立会人は、総会において選任する。

（投票箱の確認）

第５条　選挙管理人は、組合員が投票を開始する前に、組合員の面前で投票箱を開き、その中に何も入っていないことを示さなければならない。

（）

第６条　投票用紙は、別記第１号及び第２号の様式による。

（投票用紙の交付）

第７条　選挙管理人は、選挙立会人の面前において、組合員に投票用紙を交付しなければならない。

（投　　　票）

第８条　組合員は、投票用紙に自ら被選挙人の氏名を記載して、これを投票箱に入れなければならない。

２　投票用紙には、選挙人である組合員の名称、氏名を記載してはならない。

（書面による選挙権の行使）

第９条　組合員は、定款第○条第○項の規定により、書面による選挙権を行おうとするときは、少なくとも次に掲げる事項を記載した書面を、開票前までに、本組合が受理できるように送付しなければならない。

　(1) 被選挙人の氏名

　(2) 指名推選の方法による選挙の可否又は条件

２　前項の書面には、選挙人である組合員の名称、氏名を記載してはならない。

（投票の終了）

第１０条　選挙管理人は、出席した組合員の投票が完了したと認めるときは、選挙立会人の意見を聴き、投票終了の旨を総会に告げなければならない。

２　投票の終了後は、何人も、投票することができない。

（投票用紙交付の確認）

第１１条　選挙管理人は、投票終了後直ちに、組合員に交付した投票用紙の数が誤りのないことにつき、選挙立会人の確認を得なければならない。

（開　　　票）

第１２条　開票は、選挙立会人立会の上、選挙管理人が投票箱を開き、被選挙人ごとに得票数を計算するものとする。

（）

第１３条　次の投票は、無効とする。ただし、第１号の事項については、書面による選挙権を行う場合は、この限りでない。

　(1) 所定の用紙を用いないもの

　(2) 記載すべき被選挙人の数を超えて記載したもの

　(3) 被選挙人の○人を記載したかを確認し難いもの

２　投票が、前項各号に該当するかどうかの判断は、選挙管理人が、選挙立会人の意見を徴して決定する。

（開票結果の報告）

第１４条　選挙管理人は、開票を終わったときは、その結果を議長に報告しなければならない。

（）

第１５条　定款第○条○項の規定による選考委員の数は、○人以上○人以内とする。

（選考結果の報告）

第１６条　選考委員は、被指名人の選定を終わったときは、その結果を議長に報告しなければならない。

様式第１号（第６条の規定による単記式投票用紙））

(外側) 　　　　　（内側）

　　　　　　　　　　　10ｃｍ

何

々

選　　　　　　 　折

挙　　　　　　　 り

投　　　　　　　 目

票

※

注　　　　　　選

意　　　　　　挙

　　　　　　　し

欄　　　　　　よ

内　　　　　　う

に　　　　　　と

一　　　　　　す

人　　　　　　る

書　　　　　　者

く　　　　　　の

こ　　　　　　氏

と　　　　　　名

8.5

ｃｍ

様式第２号（第６条の規定による連記式投票用紙）

（外側）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（内側）

　　　　　　　　　　　25ｃｍ

理

事

選　　折　 折　折 折

挙　　り　　り　り り

投　　目　　目　目　目

票

※　選挙しようとする者の氏名

注

意

欄

内

に

○

人

書

い

下

さ

い

18.5

ｃｍ